倉吉市上下水道局告示第23号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の２第１項の規定による指定給水装置工事事業者及び倉吉市公共下水道条例（昭和53年倉吉市条例第18号）第８条の規定による排水設備指定工事店を次のとおり指定したので、倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年倉吉市水道事業管理規程第３号）第９条及び倉吉市排水設備指定工事店規程（令和２年倉吉市上下水道局企業管理規程第４号）第９条の規定により告示する。

令和６年11月１日

倉吉市長　広田 一恭

１　指定を受けた者

（１）　指定番号　倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者第180号
倉吉市排水設備指定工事店第157号
所在地　鳥取県鳥取市徳尾148番地４
名　称　株式会社　北陽エンヂニア・サービス
代表者　代表取締役　安陪　幸伸

２　指定した日

令和６年11月１日

３　指定の有効期限

水道事業指定給水装置工事事業者として　令和11年10月31日まで
排水設備指定工事店として　令和12年３月31日まで